

九州大学附属図書館芸術工学図書館利用規程

平成15年10月 1日制定

改正 平成15年12月22日

改正 平成19年 3月28日

改正 平成21年 3月 1日

改正 平成23年 3月18日

改正 平成23年 7月14日

改正 平成23年12月13日

改正 平成29年 8月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学附属図書館運営規則(平成16年度九大規則第141号)第14条の規定に基づき、芸術工学図書館の利用について必要な事項を定める。

(図書館資料の区分)

第2条 芸術工学図書館に備え付ける図書館資料(以下「図書」という。)を次のとおり分ける。

- (1) 貴重図書
- (2) 特別図書
- (3) 参考図書
- (4) 一般図書
- (5) 逐次刊行物
- (6) 視聴覚資料
- (7) その他

2 芸術工学図書館に、前項第6号の図書の利用等に供するため、視聴覚機器を置く。

(開館時間等)

第3条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、芸術工学図書館長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後9時まで ただし、春季休業、夏季休業
及び冬季休業の期間中は午前9時から午後5時まで

土曜日(春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間中を除く。) 午前10時から
午後 5時まで

日曜日(定期試験開始直前及び試験期間中の日曜日) 午前10時から
午後 5時まで

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(定期試験期間中の休日)
午前10時から
午後 5時まで

(2) 休館日

日曜日(定期試験開始直前及び試験期間中の日曜日を除く。)

土曜日(春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間中に限る。)

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(定期試験期間中の休日
を除く。)

毎月第3水曜日の午前中(定期試験開始直前及び試験期間中を除く。)

年末年始(12月28日から1月4日)

(利用)

第4条 芸術工学図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生

- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の学生及び教職員に準ずる者
- (4) 本学の名誉教授

2 前項の規定にかかわらず次に掲げる者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により芸術工学図書館を利用することができる。

- (1) 本学の卒業生
- (2) 本学の旧教職員
- (3) 他大学の教職員及び学生
- (4) その他一般利用者

第5条 芸術工学図書館を利用しようとする者は、所定の様式の利用者発行願を提出し、利用者票の交付を受けるものとする。

2 前条第1項第1号に規定する者は、学生証をもって利用者票とすることができる。

3 前条第1項第2号から第4号に掲げる者は、九大ICカード（九州大学全学共通ICカードの発行及び利用に関する規程（平成20年度九大規程第112号）に規定する九大ICカードのうち、利用目的に図書館利用が含まれるものに限る。）をもって利用者票とすることができる。

第6条 芸術工学図書館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書の位置を乱さないこと。
- (2) 図書及び視聴覚機器その他の設備をていねいに取り扱い、不正利用をしないこと。
- (3) 他人の迷惑になる行為をしないこと。

第7条 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規程を常時閲覧室に備え付けるものとする。

（閲覧）

第8条 図書の閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

第9条 貴重図書及び特別図書を閲覧しようとする者は、所定の願書を芸術工学図書館長に提出しなければならない。

第10条 閲覧を終った図書は、直ちに所定の場所に戻さなければならない。

第11条 次の各号に掲げる場合には、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

（帯出）

第12条 第4条第1項各号に掲げる者が帯出できる図書は、第2条第1項第4号及び第5号に掲げる図書とする。ただし、芸術工学図書館長が必要と認めた場合は、第2条第1項第3号の図書にあっても、帯出することができるものとする。

2 第4条第2項各号に掲げる者が帯出できる図書は、第2条第1項第4号に掲げる図書（博士論文を除く。）とする。

3 帯出することができる図書の数及び期間は、芸術工学図書館長が別に定める。

第13条 図書を帯出しようとする者は、図書館利用者票の交付を受けなければならない。

第14条 帯出した図書は、ていねいに取り扱うとともに、他人に転貸してはならない。

第15条 帯出した図書は、所定の期間内に返却しなければならない。

- 2 帯出した図書の返却が遅延したときは、帯出を制限又は禁止する場合がある。
- 3 芸術工学図書館長は、調査、点検等のため必要と認めた場合は、第12条第3項に規定する期間内であっても、帯出させた図書の返却を求めることができる。

(予約)

第16条 帯出中の図書の返却後の閲覧又は帯出については予約することができる。

(更新)

第17条 図書を帯出した者は、閲覧又は帯出の予約がない限り、申し出によりその帯出を更新することができる。

(弁償)

第18条 閲覧中又は帯出中の図書を汚損し、又は紛失したときは、同一の図書又は相当の金額を弁償しなければならない。

(視聴覚機器の利用)

第19条 芸術工学図書館を利用することができる者は、所定の手続きを経て、視聴覚機器を利用することができる。

(参考調査)

第20条 教育研究のため、文献に関する調査質問等を希望する者は、所定の手続きにより回答を求めることができる。

- 2 前項の回答を求められた場合において、特に経費又は時間を要し、他の業務に支障をきたすおそれがある調査等については、回答を行わない。

(複写)

第21条 図書の複写を希望する者は、所定の手続きにより依頼することができる。

(館内規律)

第22条 芸術工学図書館を利用する者は、館内の規律を保持するため係員の指示に従わなければならない。従わない場合は、ただちに退館させることができる。

(利用の制限)

第23条 試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合においては、芸術工学図書館長は、図書の閲覧利用を制限することができる。

(利用禁止)

第24条 芸術工学図書館長は、利用規程に違反した場合、芸術工学図書館の利用を禁止することができる。

(個人情報の漏えい防止)

第25条 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当する図書に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第4条第5号に規定する個人情報をいう。）については、九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号）の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月17日から施行する。